

東大阪市人権尊重のまちづくり条例

このまち
すぎだワン!



ハートワン
とくぎ こころ こえ
(特技: 心の声をキャッチできる)

2004年(平成16年)7月に東大阪市人権尊重のまちづくり条例が施行され、
2023年(令和5年)4月に改正されました。東大阪は「人権尊重のまちづくり」
をすすめるために、さまざまな取り組みをおこなってまいりますので、市民・事業者
のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

市民の役割

お互いの人権を尊重し、
人権問題に気づいたら、
できることを見つけ
行動しましょう。

市の責務

人権尊重の視点に立って
あらゆる施策を積極的に
実施していきます。

協働

市と市民と事業者の協働で、
すべての人が心豊かに生活できる
人権尊重のまちづくりをすすめましょう。

事業者の役割

人権尊重の視点に立って
事業活動を積極的に
行いましょう。
【2023年4月~】

☆人権啓発課では、人権に関する視聴覚教材(ビデオ・DVD)の貸し出しを行っています。

内容はウェブサイトでご覧頂けます。是非、ご利用ください。



ひがしおおさかし 視聴覚
東大阪市 視聴覚

検索



ハーモニヤン
とくぎ だれ なかよ
(特技: 誰とも仲良くできる)



違う音どうしが重なりあって、素敵なハーモニーが生まれます。
私たちが互いの違いを認め合い、仲良く、尊重し合って、豊かな
ハーモニーを奏でましょう。

じんけん 人権ってなんだろう？

あなたが今やりたいこと、あるいは、これからやってみたいことをかいてみましょう。

「ねがい」や「きぼう」をかいてみてニャン！



じんけん 人権とは…

私たちは、本来、自由な願いや希望をもって生きています。それは小さなものから大きなものまでさまざま。食事をする。眠る。学ぶ。働く。趣味や買い物や外出を楽しむ。好きな人と結婚する。好きなところに住む。こうしたことは誰もが自分の意思で決められることです。

しかし、そんなあたりまえのことが、できないとしたらどうでしょうか…。

誰もがあたりまえに持っている願いや希望が、誰からも侵されず、保障され、幸せに生きていける権利、それが人権です。



自分も相手も大切に（子どもの人権）

今、子どもがおかれている状況は、十分に安心、安全な環境とはいえません。子ども同士の「いじめ」、親からの虐待や大人からの暴力、スマホやインターネットトラブル等、子どもの人権が侵害されている問題は、日々起こっているのが現状です。子どもは「守られるべき存在」であると同時に「権利の主体」です。おとなや社会に届きにくい「心の声」を聴き、一緒に考え行動する「アドボケイト（代弁者）」が必要です。子どもが被害者にも加害者にもならないよう、安心して健やかに成長できる環境や社会づくりに努めましょう。

*国連で1989年に「児童の権利に関する条約」は採択されました。日本は1994年に批准・発効しました。

子どもの権利 4つの柱

生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利

互いの人権が尊重される対等な関係（女性の人権）

女性と男性は、社会において対等であり、平等にその個性と能力を十分に発揮し、利益を得、共に責任を担っていかねばなりません。しかし、社会にはいまだ「家事・育児・介護」などが女性の役割という考えがあり、仕事と家庭の両立に悩む女性も少なくありません。性別によって役割を決めつけることなく、互いを尊重し、認め合うことが大切です。

また、配偶者からの暴力や、セクハラ、盗撮、ストーカー行為の被害を受ける女性もいます。これは重大な人権問題であり、こうした被害をなくしていくことも社会の重要な課題です。

*国連で、1979年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。日本は1985年に批准・発効しました。



一人ひとりが正しい理解を（同和問題）

長い歴史の中で形づくられた身分制度。明治政府によって、その制度は廃止されましたが、特定の地域で生まれた人、住んでいる人に対する差別の実態は残りました。この問題の解決のために法律が施行され、環境改善に一定の成果がみられました。しかしながら、身元調査やインターネット上での書き込み、忌避意識など心理的な差別は今なお残っています。これらの問題は同和問題と呼ばれます。解決していくためには、更なる人権教育や人権啓発による理解が求められます。

（2016年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。）



共生社会の実現をめざして（障害者の人権）

障害のあるなしにかかわらず、家庭・地域・職場・学校などで、ともに日常生活を送り、誰もが自分らしく暮らす社会があたりまえな社会であるという考え方が「ノーマライゼーション」です。ノーマライゼーションを実現するためには、建物や交通機関などの物理的なバリアや、人間関係をさまたげる心のバリアを取り除くことが必要です。そして、社会にユニバーサルデザイン（物事の設計の段階からいろいろな人が利用しやすい、使いやすいものをデザインすること）を広め、あらゆる人が暮らしやすいまちづくり、環境づくりを進めていきましょう。

（2016年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。）

*国連で、2006年に「障害者の権利に関する条約」が採択されました。日本は2014年に批准・発効しました。



いつまでも生き生きと暮らせる社会へ（高齢者の人権）

日本は今や世界一の長寿国となりました。それと同時に、日本人の4人に1人が「65歳以上」の高齢者であり、日本の高齢化は勢いを増しています。子育てが終わったり、仕事をやめた後に、いかに生きがいをもって暮らしていくかが課題となっています。また豊かな経験や知識がありながらも、年齢を理由に社会的活動への参加が制限されたり、介護を必要とする高齢者が虐待を受けたりするといった問題があります。

すべての人が年齢にかかわらず、社会を構成する一員として尊重され、一人ひとりの高齢者が生き生きと自分らしい生活をおくることができる社会をつくりましょう。



ちがいを理解し、認め合いましょう（外国人の人権）

東大阪市には、約80カ国、1万8千人以上の外国籍の人が暮らしています。そのうちの約5割が、韓国籍・朝鮮籍の人であり、その多くは日本の植民地支配という歴史的経緯によって、戦前から暮らしている人とその子孫です。また近年は、中国やベトナム、フィリピン、ブラジル国籍などの人々も増えています。

市内では、「東大阪国際交流フェスティバル」をはじめ、多様な文化や習慣と出会い、触れ合うことができるさまざまな行事が行われています。本名を呼び、名を呼ぶことができる社会、また、互いの「ちがい」を認め合い、多様な文化、習慣、価値観を尊重し合うことができる社会をつくっていきましょう。

（2016年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。）



多様な生き方を尊重する社会に（性的マイノリティの人権）

世の中にはさまざまな人がいて、外見も考え方も多種多様であるように、性についても多様な性があります。心の性と身体の性が一致しないために自分の性別に違和感をもっている人、性的指向が異性以外へ向かう人やどちらにも向かわない人など、こうした性的マイノリティ（性的少数者）への理解が不十分なために、生きづらさを感じている人がいます。性のあり方は人それぞれ異なります。周囲の理解とともに、医療、雇用、教育、居住など物理的な面でも柔軟な対応が求められます。

～性的マイノリティについて～

L・・・レスビアン（女性で恋愛対象が女性の人）

G・・・ゲイ（男性で恋愛対象が男性の人）

B・・・バイセクシュアル（恋愛対象が男女を問わない人）

T・・・トランスジェンダー（心と身体の性が一致しない人）

この他にも、これらに属さない多様な性があります。



その他のさまざまな人権問題

その他にも、犯罪被害者やその家族が他者から非難、中傷されたり、プライバシーの侵害をうけることがあります。また、ホームレスの人たちへの暴力、刑を終えて出所した人への無理解、HIV感染者・ハンセン病患者等に対する偏見、東日本大震災の被災者、アイヌの人々、婚外子（非嫡出子）に対しての人権問題、北朝鮮による拉致問題など、これらのさまざまな問題についても、さらに理解と認識を深め、あらゆる人の人権が守られる取組みを行っていく必要があります。

人権問題を解決していくために、あなたが今日からできることをかいてみましょう。



じんけん
まもるワン！

